

## 北海道大学の5年雇い止めルールの撤廃と、非正規職員の無期雇用転換を求める有識者アピール

雇用が更新されるかいつも不安。雇い止めに怯えることなく安心して働きたい——非正規雇用者のこうしたささやかな願いをかなえるために2012年に労働契約法は改正されました。同一の使用者の下で通算5年を超えて有期雇用で働き続ける労働者は、自ら希望することで、無期雇用に転換することができるようになりました。遅きに失したとはいえ、また、不十分な制度改正であるとはいえ、有期雇用の濫用を規制し、雇用安定社会を実現する第一歩として大きな期待が寄せられました。

ところが北海道大学は有期雇用職員の最長雇用期間を5年としており、無期雇用転換が本格的に開始される2018年4月1日を前にしても就業規則を見直そうとはしていません。1700人もの非正規雇用者の雇い主であるにもかかわらず、北海道大学は通算の労働契約期間が5年を超える前に雇い止めを図ろうとしているのです。言うまでもなく、無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇い止めすることは、法の趣旨に背くものです。この点は首相の国会答弁でも明確に述べられており、文部科学省が国立大学に出した通知でも確認されています。本来大学という組織は、市民社会における模範となるべき存在であって、このような脱法行為と言われても仕方が無い方針の採用は、自らの社会的な評価を著しく損ねるものであると言わざるを得ません。

非正規雇用問題は、社会の持続可能性を著しく低下させ、まさに今、解決が求められている焦眉の課題です。大学における教育活動も研究活動も、非正規雇用者の支えなくしては成り立ちません。非正規・有期という形態で雇われていることこそが本来おかしいのです。実際に、東京大学や名古屋大学、道内では室蘭工業大学や小樽商科大学など、全国各地の大学で5年雇い止めルートを撤廃する動きが進んでいます。

北海道大学は、北海道はもちろんのこと、全国における教育と研究をリードしていくことが期待されている大学です。私たちは、北海道大学が良識にもとづき、非正規職員の無期雇用転換の実現を図ることを強く求めるものです。

2018年3月8日

### 呼びかけ人（五十音順）

- 伊藤誠一（弁護士、日本労働弁護団北海道ブロック代表）
- 上田絵理（弁護士、日本労働弁護団北海道ブロック事務局長）
- 川村雅則（北海学園大学教授）
- 駒川智子（北海道大学准教授）
- 羽部朝男（北海道大学教授）
- 松本伊智朗（北海道大学教授）
- 松本ますみ（室蘭工業大学教授）